

企業向け立地促進 PR 動画制作業務 仕様書

1 業務の名称

企業向け立地促進 PR 動画制作業務

2 業務の目的

企業立地を促進するための様々な優遇制度やサポートを提供している兵庫県は、工場立地件数が過去 20 年以上にわたり西日本1位を維持するなど、全国でも上位に位置している。また、神戸空港の国際化等を背景として、県内のビジネス環境は更なる発展が見込まれる。

この好機を逃さず、企業の投資意欲を県内に取り込むため、兵庫県の立地的優位性について WEB サイトや SNS 等により発信できる PR 動画を作成する。

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

4 業務内容

以下のとおり PR 動画を制作し、納品すること。

(1) 内容

兵庫県の立地的優位性や優遇制度等について5分程度でまとめたロング版1本、30秒程度にまとめたショート版1本を制作し、それぞれの動画時間に応じて最大限のPR効果を得られるように仕上げること。

(2) 構成

ア 求める視点

- (a) 兵庫県の立地的優位性や生活環境等について効果的に紹介した内容であること。
- (b) 主に産業展示会におけるアイキャッチ、投資セミナーや経済ミッションの受入等における説明資料として活用することを想定しているため、簡潔かつ明瞭に整理されていること。
- (c) テンポ良く場面や登場人物を切り替えたり、適宜BGMや効果音、テロップ等を入れたりすることで単調な動画にならないよう工夫していること。

イ 収録項目

別表を想定しているが、提案による。

また、企業が兵庫県に興味を持つよう、魅力的かつ簡潔な構成とすること。

なお、新たな収録項目の追加提案も可能とする。

(3) 機材・撮影体制に関すること

ア 動画制作には、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。

イ 動画は4K解像度以上で撮影すること。

ウ 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを進行するために必要となる調整及び撮影許可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

エ 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

オ 著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

キ 撮影場所については事前に協議のうえ、当日は委託者の指示に従うこと。

ク 撮影は実績のあるカメラマンが行うこと。

ケ 撮影の移動等で使用する乗用車は受託者が手配すること。

コ 必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。

(4) 成果物に関すること

- ア 動画の縦横比は16:9とすること。
- イ 解像度は1,920px×1,080px、H.264/MPEG-4AVC形式で納品すること。
- ウ 本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属し、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するためと、関連する機関、団体の必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果品を作成することとする。
- エ 業務完了後、委託者及び委託者に関連する機関、団体が多言語版等の編集ができるよう、映像内の文字情報、字幕及びナレーションが入っていない映像とBGMのみの動画も納品すること。
- オ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行にあたること。

(5) 制作における留意事項

- ア 委託者の指示に基づき、校正・校閲作業を実施すること。
- イ 受託者は、委託者における動画確認、校正及び校閲を受けた後、訂正及び変更等の指示があった場合は速やかに対応すること。
- ウ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に務めること。
- エ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- オ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。
- カ 動画に発話内容やナレーション等を挿入する場合、要点が理解できるようキャプション(字幕)として挿入すること。
- キ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ク BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ケ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- コ 受託者は料金の範囲内で独自に推薦できる提案等があれば、積極的に提案すること。
- サ 成果物納品期限の20日前を目処にデモ版の作品を納品し、内容の確認を受け、納品期限までに必要な修正を行うこと。
- シ 納品後、委託契約の期間内であれば、軽微な動画の修正依頼に応じること。
- ス 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないようにし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。

5 納期

令和8年3月31日(火)17時まで以下を納品すること。

(1) 事業完了報告書

任意様式。Microsoft Word, Excel, Powerpointで開くことができるデータファイル形式とする。

(2) 動画制作に係る成果物(H.264/MPEG-4AVC形式)

(3) 経費内訳(支出関係書類)

(4) その他、本業務実施に発注者が必要と指示した書類

6 業務実施上の留意事項

(1) 業務内容の調整又は変更

本業務の目的達成のため、受託者は、委託者と提案業務の実施方法や内容等について協議及び

調整を行う。この協議及び調整において、委託者と受託者双方で確認のうえ、提案業務の内容等を修正又は変更することができる。

(2) 業務の履行に関する措置

- ア 業務の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に協議及び連絡調整を行い、業務の進捗に遅れが生じないように、適切なスケジュール管理を行わなければならない。
- イ 業務の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

(3) 納品データの安全管理

- ア 編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じなければならない。
- イ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(4) 機密の保持

- ア 受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。
- イ 本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

- ア 受託者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する条例等に従い、個人情報を適切に扱わなければならない。
- イ 本業務により収集した個人情報等の取り扱いについては、受託者側で一切の責任を負うこと。

(6) 所有権・著作権等

- ア 受託者は、完成した中間生成物等(以下「成果物」という。)が他者の所有権、著作権、肖像権を侵害しないようにすること。
- イ 成果物についての所有権並びに著作権法(以下「法」という。)上の一切の権利(法第27条及び法第28条を含む)は、対価を全額支払ったときに委託者に移転するものとし、受託者及び受託者から依頼を受けて中間生成物を制作した者は、本業務に関係する事項に関して法第17条に規定する著作者人格権を無期限に行使しないものとする。
- ウ 前号に掲げる権利の移転及び著作者人格権不行使に係る一切の費用は料金に含まれるものとする。

(7) 成果物の利用(二次利用)

委託者及び委託者に関連する機関、団体は、本業務の成果物等を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(8) 危険負担

成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他委託事務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受託者が負担する。ただし、その損害のうち委託者の責に帰すべき理由により生じたものについては、委託者が負担する。

(9) 契約不適合責任

- ア 委託者は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、受託者に対して、その契約不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- イ (9)アに規定する場合において、委託者は、履行の追完の請求(以下「追完請求」という。)に代

え、又は追完請求とともに、損害賠償請求及び契約を解除することができる。

ウ (9)アに規定する場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。

エ 追完請求、(9)ウに規定する委託料の減額請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。以降において同じ。)が委託者の供した材料の性質又は委託者の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、受託者が、その材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

オ 委託者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受託者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(10) 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

受託者は、本業務を実施するうえで疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについて、委託者と協議の上、誠意をもって処理すること。

【ショート版】 兵庫県に魅力を感じてもらおう。

項目	具体例
関西の中核を担う	ものづくり産業をはじめ、十分な産業集積・人口集積があり、優秀な人材も確保しやすい。 (例: 製造大手やIT企業が立地、大阪に近接)
優れた交通アクセス	西日本、九州、四国にもアクセスしやすく、進出拠点に最適。 (例: 交通インフラのPR) 地方部もコストが比較的安い上、意外と便利。 (例: 尼崎湾岸部のほか、播磨科学公園都市、淡路島の産業団地の映像を使用) 海外への展開もしやすい。 (例: 港湾、空港、外資系企業の集積 など)
生活環境の強み	職住が近接し、優秀な人材確保を確保しやすい。都会と比較してコストが安く、外国人も暮らしやすい 等 (例: 自然環境、理工系学校が充実、多言語可能な医療機関、輸入食品店の多さなど)

【ロング版】 説明資料

項目	具体例
兵庫県の概要	場所、人口等の基本情報、県内総生産、大学進学率 等
産業の強み	【ショート版】 を適宜拡充
ビジネス環境の強み	【ショート版】 を適宜拡充
生活環境の強み	【ショート版】 を適宜拡充
サポートや優遇制度	人材確保支援、進出サポート体制、立地優遇制度、 等
インタビュー記事	既進出の外国・外資系企業や成長産業を牽引する県内企業のほか、産官学連携機関(研究機関、大学等)の代表者 等

【その他留意事項】

- ・動画内容に合わせ、適宜テロップや音声説明を挿入する。
- ・オープニングパート(導入)やエンディングパート(締め)を作成する。
- ・なるべく兵庫県全体をPRする構成とする。
- ・パートごとに、必要な組み合わせに応じて、入れ替え・削除が可能な仕様とする。